

# 宮代町個人情報保護条例等の改正にあたって

平成30年1月26日

宮代町情報公開・個人情報保護審議会

# 法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

## 個人情報保護法等の改正

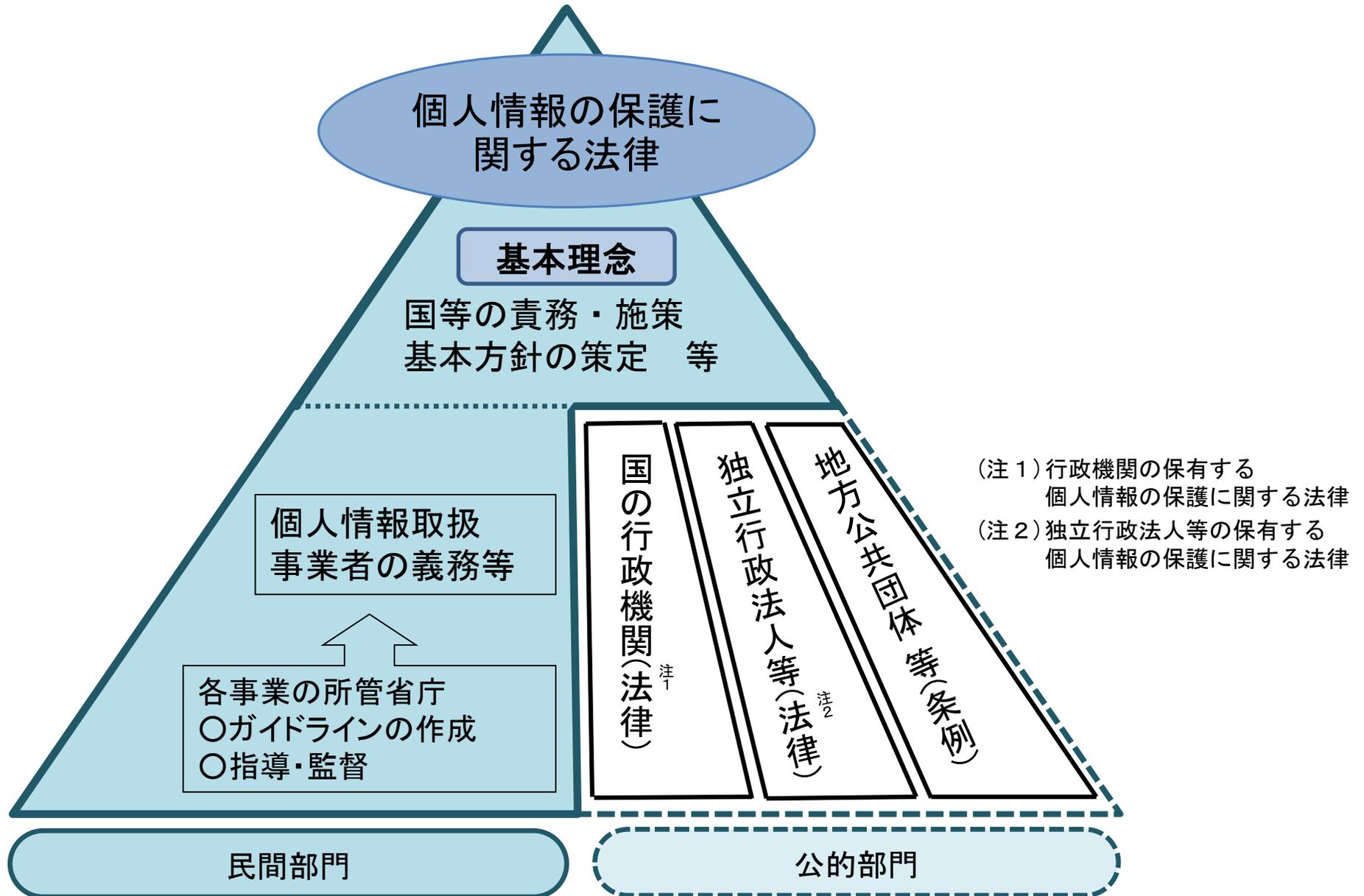
- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

## 個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

- 地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施（個人情報保護法第5条）
- 地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（個人情報保護法第11条第1項）

 行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当

# (参考) 現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



# (参考) 行政機関個人情報保護法の改正の概要

※平成29年5月30日施行

## ・ 個人情報の定義の明確化

個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)

## ・ 要配慮個人情報の取扱いの規定

要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

## ・ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ① 非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
- ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
- ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

## ・ 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管